

【参考】第1号被保険者の保険料

(1) 保険料基準額の算出

保険料基準額（月額）は、次の方法により算出します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{保険給付費} \times \text{約} 21\%^{*1} \\ + \text{地域支援事業費} \times 21\% \\ + \text{京都府介護保険財政安定化基金拠出金}^{*2} \\ - \text{京都府介護保険財政安定化基金の取崩しによる交付金} \end{array} \right) \div \text{割合で補正した} \div 12 \text{月} \\ \text{年度ごとの被保} \\ \text{険者数の合計}^{*3}$$

※1 第1号被保険者の保険料負担は、基本的に保険給付費の21%となりますが、第1号被保険者の所得分布や75歳以上の後期高齢者の割合によって国の調整交付金が異なることから、第1号被保険者の負担割合は、市町村ごとに異なります。

※2 第5期は、京都府介護保険財政安定化基金への拠出金は0円

※3 (各所得段階区分ごとの第1号被保険者数×第5期における保険料率)の合計から得た人数

なお、介護保険制度は、国が定めた全国一律の制度であり、市町村（保険者）の裁量は少なく、第1号保険料分の歳入を一般財源により補填することなども認められていません。

(2) 京都府介護保険財政安定化基金の取崩しによる交付金を活用した保険料の軽減

都道府県に設置されている介護保険財政安定化基金について、介護保険法の改正により、保険料の上昇を緩和するために取り崩し、市町村に交付することが可能となりました。

これに伴い、京都府からの交付金を第5期の保険料に充当することにより、保険料を引き下げます。

(3) 所得に応じた保険料の設定

介護保険制度では、被保険者の所得等に応じた所得段階区分を設け、保険料基準額に各所得段階区分ごとの保険料率を乗じて保険料額を設定することとなっています。

本市においては、所得段階区分や保険料率について、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細かな設定を行うことにより、低所得の方の負担を軽減するとともに、保険料基準額の上昇抑制を図ります。

① 第4段階及び第3段階の保険料の軽減<継続・新規>

第4期から実施している第4段階の軽減措置を継続するとともに、新たに第3段階についても細分化による軽減段階を設け、より低い保険料率を設定します。

<第4段階軽減措置（継続）>

本来の保険料率	軽減後の保険料率
基準額 × 1.0	基準額 × <u>0.9</u>

<第3段階軽減措置（新規）>

本来の保険料率	軽減後の保険料率
基準額 × 0.75	基準額 × <u>0.68</u>

② 課税層の保険料率の変更<拡充>

第6～第9段階の保険料率を、第4期からそれぞれ0.1ポイント上乗せします。

③ 第10段階の新設<新規>

第4期において最上位である第9段階の上に、新たに第10段階（合計所得金額1,000万円以上）を設定します。

以上の結果、第5期計画期間の保険料基準額（月額）は、5,440円となります。また、所得段階区分別の保険料は、次ページの表のとおりとなります。

＜第5期保険料(平成24～26年度)＞ ※網掛けは第4期からの変更点

段階	対象者の所得金額		保険料率 (基準額×料率)	保険料 (年額)	保険料 (月額)	
第1段階	・ 本人が生活保護受給 ・ 本人が老齢福祉年金を受給し、 本人及び世帯員全員が住民税非課税		0.5	32,640円	2,720円	
第2段階		80万円以下	0.5	32,640円	2,720円	
第3段階 (軽減)	本人 及び 世帯員全員が 住民税非課税	本人の 前年の合計 所得金額と 前年中の課 税年金収入 額の合計額	80万円超 120万円以下	0.68	44,390円	3,699円
第3段階			120万円超	0.75	48,960円	4,080円
第4段階 (軽減)	本人… 住民税非課税	本人の 前年の合計 所得金額	80万円以下	0.9	58,752円	4,896円
第4段階	世帯員… 住民税課税		80万円超	基準額	65,280円	5,440円
第5段階	本人… 住民税課税	本人の 前年の合計 所得金額	125万円以下	1.1	71,808円	5,984円
第6段階			125万円超 190万円未満	1.35	88,128円	7,344円
第7段階			190万円以上 400万円未満	1.6	104,448円	8,704円
第8段階			400万円以上 700万円未満	1.85	120,768円	10,064円
第9段階			700万円以上 1,000万円未満	2.1	137,088円	11,424円
第10段階		1,000万円以上	2.35	153,408円	12,784円	

＜第4期保険料(平成21～23年度)＞

段階	対象者の所得金額		保険料率 (基準額×料率)	保険料 (年額)	保険料 (月額)	
第1段階	・ 本人が生活保護受給 ・ 本人が老齢福祉年金を受給し、 本人及び世帯員全員が住民税非課税		0.5	27,060円	2,255円	
第2段階		80万円以下	0.5	27,060円	2,255円	
第3段階	本人 及び 世帯員全員が 住民税非課税	本人の 前年の合計 所得金額と 前年中の課 税年金収入 額の合計額	80万円超	0.75	40,590円	3,383円
第4段階 (軽減)	本人… 住民税非課税		80万円以下	0.9	48,708円	4,059円
第4段階	世帯員… 住民税課税	80万円超	基準額	54,120円	4,510円	
第5段階	本人… 住民税課税	本人の 前年の合計 所得金額	125万円以下	1.1	59,532円	4,961円
第6段階			125万円超 200万円未満	1.25	67,650円	5,638円
第7段階			200万円以上 400万円未満	1.5	81,180円	6,765円
第8段階			400万円以上 700万円未満	1.75	94,710円	7,893円
第9段階			700万円以上	2.0	108,240円	9,020円

(4) 保険料の本市独自減額制度の拡充・新設

保険料の上昇に伴い、特に収入が低く、保険料の納付が困難となる方に配慮するため、次のとおり本市独自の減額制度を拡充し、対象となる方の保険料負担を第4期とほぼ同額に据え置くこととします。

- ① 主に第1，第2段階の一部の方を対象とした独自減額制度の減額率について、第4期では、基準額×0.25としていたものを、第5期においては、基準額×0.21とします。
- ② 第1，第2段階の方のうち、これまでの独自減額制度の対象外であった方を主な対象者とする減額制度を新設します。

詳細は、次ページの表のとおりとなります。

(5) 被保険者に対する激変緩和措置の実施

保険料段階区分が第6段階から第7段階に変更されることにより、基準額の上昇と併せて、保険料負担が大きく増加する合計所得金額190万円以上200万円未満の方に対して、保険料の激変緩和措置を実施し、平成24年度においては、改定後の第6段階の保険料まで減額します。

詳細は、159ページの表のとおりとなります。

第5期における低所得者に対する独自減額制度

		減額① 【第5期拡充】		減額② 【第5期新規】	減額③ 【第4期から継続】
		(第4期)	(第5期)		
対 象 者		次の所得段階区分に該当する方 ・第1, 2段階(*生活保護受給者は除く) ・第3段階(軽減段階も含む)(*世帯員複数の場合のみ対象となりうる)		次の所得段階区分に該当する方 ・第1, 2段階(*生活保護受給者は除く) ・第3段階(軽減段階も含む)(*世帯員複数の場合のみ対象となりうる)	次の所得段階区分に該当する方 ・第3段階(軽減段階) ・第3段階(*世帯員複数の場合のみ対象となりうる)
適用要件	収入基準	・単身世帯の場合、前年の収入が60万円以下 ・世帯員複数の場合、世帯員1人につき24万円加算した額以下		・単身世帯の場合、前年の収入が60万円超80万円以下 ・世帯員複数の場合、世帯員1人につき32万円加算した額以下	・単身世帯の場合、前年の収入が80万円超120万円以下 ・世帯員複数の場合、世帯員1人につき48万円加算した額以下
	資産基準	・単身世帯の場合、預貯金等が240万円以下 ・世帯員複数の場合、世帯員1人につき96万円加算した額以下		同左	同左
	扶養基準	所得税, 住民税, 医療保険の被扶養者でないこと		同左	同左
保険料額(月額)	減額前	第1段階 第2段階 (基準額×0.5) 第3段階 (軽減) — 第3段階 ・3,383円 (基準額×0.75)	・2,255円 (基準額×0.5) ・3,699円 (基準額×0.68) ・4,080円 (基準額×0.75)	・2,720円 (基準額×0.5) ・3,699円 (基準額×0.68) ・4,080円 (基準額×0.75)	対象外 ・3,699円 (基準額×0.68) ・4,080円 (基準額×0.75)
	減額後	↓ 減額 ・1,128円 (基準額×0.25)	↓ 減額 ・1,142円 (基準額×0.21)	↓ 減額 ・2,285円 (基準額×0.42)	↓ 減額 ・2,720円 (基準額×0.5)

第4期の保険料とほぼ同額に据え置きます。

主な対象者である第2段階の単身者については、第4期の保険料(2,255円)とほぼ同額に据え置きます。

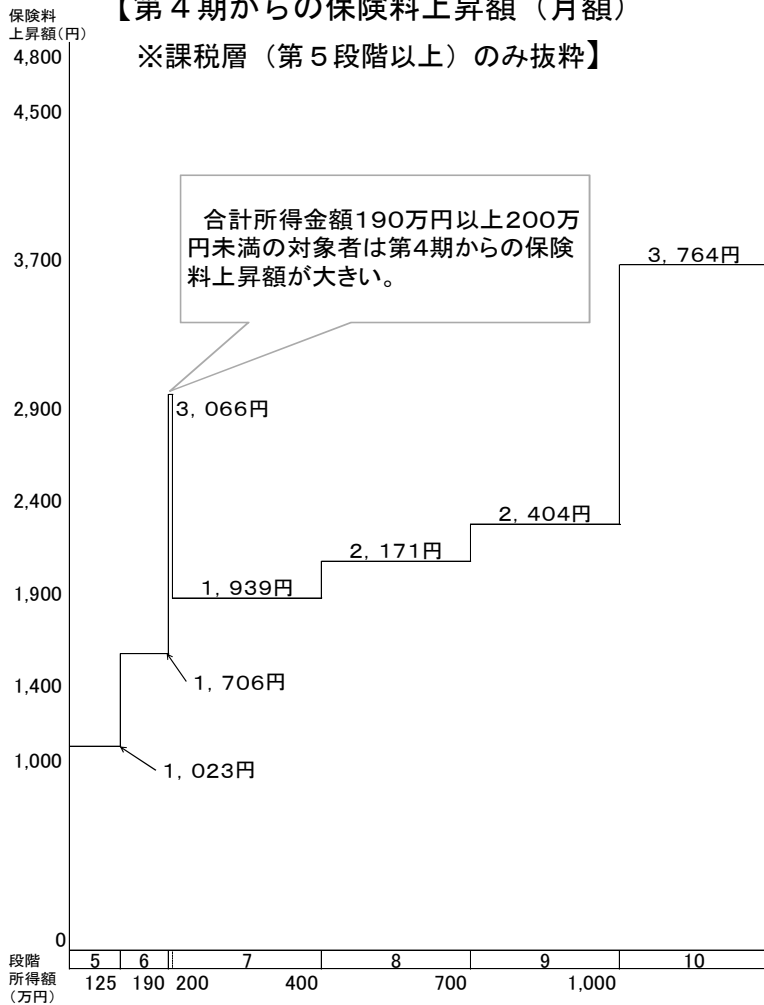
第4期の減額措置(基準額×0.5)を継続します。(第4期 2,255円)

保険料の激変緩和措置の実施

省令において、平成21年度から平成23年度までの第6段階と第7段階の境界となる所得金額を200万円とする旨定められていますが、平成24年度から平成26年度までは、これを190万円とする改正が行われました。

この国の制度改正の趣旨を踏まえ、本市においても同様の変更を行うことに伴い、合計所得金額が190万円以上200万円未満の方については、保険料段階区分が第6段階から第7段階へ上がることとなり、保険料基準額の上昇と併せて、保険料負担が大きく増加することとなります。このため、平成24年度において、これらの方に対し激変緩和措置を講じます。

【第4期からの保険料上昇額（月額）】



【激変緩和措置の対象者等】

対象者 及び 適用 要件	<p>次の①②のすべてに該当する方</p> <p>①平成23年度の所得段階が第6段階であり、かつ、合計所得金額が190万円以上200万円未満であること。</p> <p>②平成24年度の所得段階が第7段階となり、かつ、合計所得金額が190万円以上200万円未満であること。</p>
減額 内容	<p>平成24年度において改定後の第6段階の保険料額まで減額します。</p>

年度	所得段階	保険料（月額）	第4期からの 上昇月額	本来の保険料額 との差
(参考) 23年度	第6段階	5,638円	改定後の第6段階と同額	—
24年度	第7段階	7,344円 ※(8,704円)	+1,706円 ※(3,066円)	△1,360円
25年度	第7段階	8,704円	+3,066円	—
26年度	第7段階	8,704円	+3,066円	—

※（ ）内は、本来の保険料（月額）及び上昇月額

【参考】地域支援事業等の実施内容

(1) 地域支援事業の概要

地域支援事業は、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、平成18年度から始まった事業で、それ以前に実施していた老人保健事業や介護予防・地域支え合い事業等を再編したものです。

事業内容は大別して、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業があります。

(2) 本市で実施する施策・事業

※ 各施策・事業の概要は「第5章 重点課題ごとの施策・事業の実施」を参照

① 介護予防事業

ア 二次予防事業

要支援・要介護状態になるおそれがある高齢者（二次予防事業対象者）が、要支援・要介護状態となることを予防し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的とした事業

★ 二次予防事業対象者把握事業

二次予防事業対象者の把握のため、第1号被保険者（要支援・要介護認定者を除く）を対象に、「基本チェックリスト（生活機能低下の有無をチェックする25の質問項目からなる判定票）」の送付・回収を行う。

加えて、地域包括支援センターにおいて、本人、家族からの相談や地域の関係者、主治医等との連携からも二次予防事業対象者を広く把握し、適切な介護予防サービス（地域支援事業）に繋げる事業

本市実施事業

二次予防事業対象者把握事業

★ 通所型介護予防事業

二次予防事業対象者に、通所により、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等のプログラムを実施し、自立した生活の確立と自己実現の支援を行う事業

本市実施事業

地域介護予防推進事業 等

★ 訪問型介護予防事業

二次予防事業対象者であって、心身の状況により通所形態による事業への参加が困難な方を対象に、保健師等がその方の居宅を訪問し、生活機能等に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を行う事業

本市実施事業

訪問型介護予防事業（地域介護予防推進事業）

イ 一次予防事業

地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらの活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指して、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う事業

★ 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及・啓発するため、講演会や相談会等の開催やパンフレットの作成・配布、各利用者の介護予防事業の実施の記録等を記載する介護予防ファイルの交付等を行う事業

本市実施事業

地域介護予防推進事業、口腔機能相談 等

★ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業

本市実施事業

地域介護予防推進事業、健康すこやか学級、すこやか講座（在宅高齢者機能回復訓練事業） 等

② 包括的支援事業

ア 介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業対象者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況等に応じて、自主的な選択に基づき、適切な介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う事業。概ね次のようなプロセスにより実施する。

①課題分析（アセスメント）と目標設定

②介護予防ケアプランの作成

③モニタリングの実施

④介護予防ケアプランの見直し，評価

※ 地域包括支援センターは，指定介護予防支援事業者の指定を受け，介護報酬を財源として，予防給付に関するケアマネジメント業務も併せて実施する。

イ 総合相談支援事業

地域の高齢者の心身の状況や生活の実態，必要なサービスや支援等に関する情報を幅広く把握するとともに，様々な相談内容に応じて，地域における適切な医療・保健・福祉と連携を図ることで，地域の高齢者の総合的な支援を行う事業

ウ 権利擁護事業

困難な状況にある高齢者が，住み慣れた地域で安心してそのひとらしい生活を続けられるよう，専門的・継続的な視点から権利擁護のため必要な支援を行うとともに，虐待の早期発見・予防するためのネットワークの構築等を行う事業

エ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

主治医，介護支援専門員等との多職種協働や，地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うことを目的とする。地域の介護支援専門員等に対する個別相談窓口の設置によるケアプラン作成技術の指導等日常的個別指導・相談，地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例への指導助言等，医療機関を含む関係施設やボランティア等様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備等包括的・継続的なケア体制の構築等を行う事業

本市実施事業

ア～エを合わせて

地域包括支援センター運営事業，地域包括支援センター運営協議会等事業，高齢者虐待防止事業，認知症高齢者等権利擁護事業（長寿すこやかセンター事業）

③ 任意事業

ア 介護給付等費用適正化事業

真に必要なサービスとは認められない不要なサービスが提供されていないかの検証，制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供，連絡協議会の開催等により，利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに，介護給付費の適正化を図るための事業

本市実施事業

介護給付費適正化事業

イ 家族介護支援事業

★ 家族介護教室

要介護高齢者を介護する家族等に対し，適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催する事業

本市実施事業

高齢者介護相談事業（認知症の介護入門講座）

★ 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため，認知症に関する広報・啓発活動，徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用，認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行う事業

本市実施事業

徘徊高齢者あんしんサービス事業

★ 家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための事業

本市実施事業

家族介護用品給付事業，高齢者介護相談事業，短期入所生活介護緊急利用者援護事業

ウ その他事業

★ 成年後見制度利用支援事業

低所得の高齢者に係る成年後見制度の市長申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行う等の事業

本市実施事業

認知症高齢者等権利擁護推進事業

★ 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に係る相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言を行う等の経費を助成する事業

本市実施事業

【地域支援事業以外】

福祉用具展示コーナー運営事業

★ 地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、①高齢者住宅に対する生活援助員の派遣、②介護相談員の活動支援、③栄養改善が必要な高齢者（二次予防事業を除く）に対する配食サービスを活用したネットワーク形成、④家庭内の事故等による通報に夜間も随時対応できる体制の整備、⑤高齢者の生きがいと健康づくり推進等を行う事業

本市実施事業

介護相談員派遣事業、高齢者仲間づくり推進事業、老人福祉センター運営事業、すこやか生活支援介護予防事業、知恵シルバーセンター運営事業、老人福祉員設置事業、一人暮らしお年寄り見守りサポーター事業、配食サービス事業、介護保険制度市民周知事業 等

＜参考＞介護予防・日常生活支援総合事業について

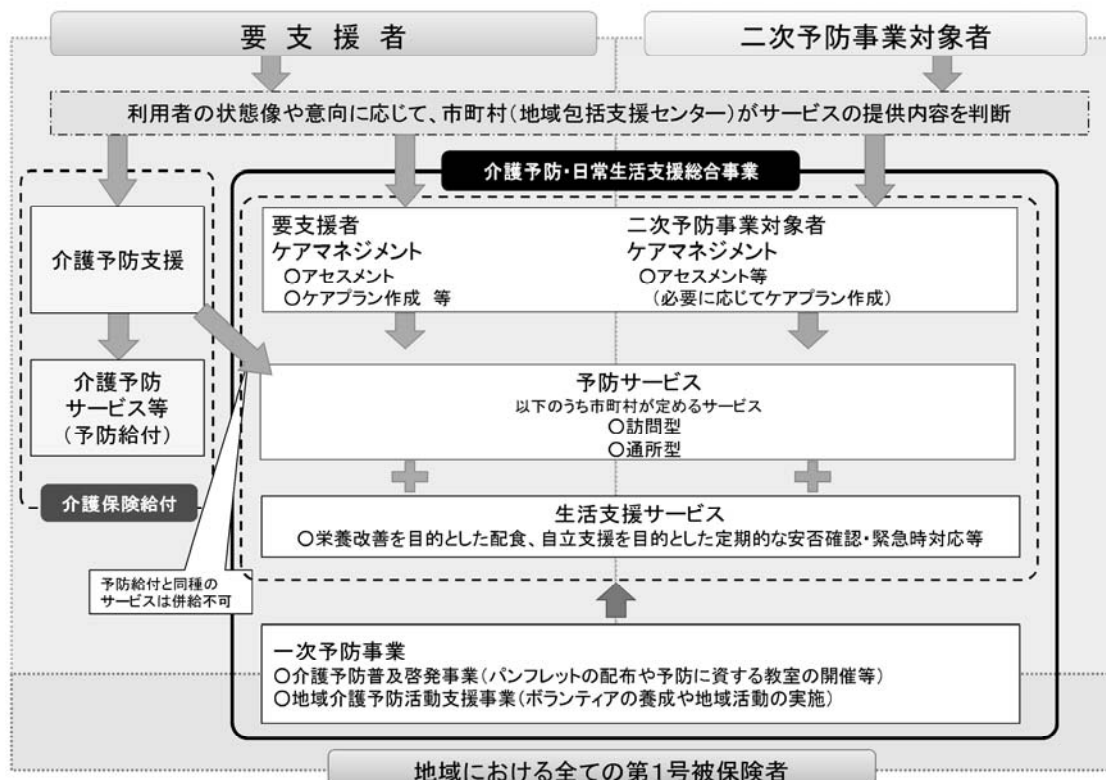
平成24年4月1日施行の改正介護保険法により創設される「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、地域支援事業として、各市町村の判断で、「要支援」と「自立」を行き来するような高齢者の方等に対して、切れ目のないサービスや、地域の実情に応じて、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供できる点において意義のあるものと考えられます。

しかし、本事業の実施の是非については、次の点において判断材料が十分でなく、なお検討を要する状況にあります。

- ・ 総合事業の対象者は、「要支援者」と「二次予防事業対象者」とされており、これまで要支援・要介護者を対象としていた配食サービス等を総合事業として実施した場合、新たに二次予防事業対象者も利用できることとなるため、サービス利用者の見込みやそれに伴う本市財政への影響が判断できないこと
- ・ 総合事業を含む地域支援事業については、政令において事業費の上限額が設定されており（地域支援事業全体の上限は保険給付費の見込額の4.0%を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とし、総合事業の上限は3.0%を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額）、将来的に総合事業の利用者数が増加し、政令で定める上限額まで到達した場合、本事業を継続して実施することができない可能性があること

前述のとおり、総合事業の実施については、財政面への影響や安定的な事業運営を確保するため、更に詳細な分析を行う必要があることから、引き続き、実施の可能性について検討を進めます。

総合事業の利用対象者及びサービス内容



資料：厚生労働省老健局振興課

